

# 預金に関する指標

## ◎預金項目別の期中平均残高

単位:百万円

	2018年度	2019年度
流動性預金	646,040	722,748
当座預金	48,450	53,096
普通預金	583,020	652,976
貯蓄預金	3,020	4,444
通知預金	5,600	6,076
その他預金	5,948	6,154
定期性預金	2,166,446	2,056,059
定期預金	2,052,201	1,945,129
定期積金	114,245	110,929
その他預金	793	276
合計	2,813,280	2,779,083

## ◎定期預金の種類別残高

単位:百万円

	2018年度	2019年度
固定金利	2,024,919	1,818,285
変動金利	42	41
その他定期	19	17
合計	2,024,980	1,818,344

# 貸出金等に関する指標

## ◎科目別貸出金の期中平均残高

単位:百万円

	2018年度	2019年度
割引手形	10,201	9,999
手形貸付	28,770	25,734
証書貸付	1,346,990	1,370,504
当座貸越	8,841	8,576
合計	1,394,804	1,414,814

## ◎使途別の貸出金残高

単位:百万円

	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	710,500	49.7%	716,037	49.5%
運転資金	717,227	50.2%	728,262	50.4%
合計	1,427,728	100.0%	1,444,300	100.0%

## ◎金利区別の貸出金残高

単位:百万円

	2018年度	2019年度
固定金利	383,999	383,558
変動金利	1,043,729	1,060,742
合計	1,427,728	1,444,300

## ◎預貸率

	2018年度	2019年度
期末値	50.53%	53.75%
期中平均値	49.57%	50.90%

## ◎貸出金償却の額

単位:百万円

	2018年度	2019年度
貸出金償却額	1,426	1,469
期中増減額	196	43







## ◎内国為替取扱実績

## ◎外国為替取扱実績

## ◎外貨建資産残高

## ◎公共債引受額、公共債窓販実績

## ◎代理貸付残高の一覧

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

- a. 決定方法・決定時期    b. 支払時期

### (2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(注) 1. 対象役員に該当する理事は17名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」405百万円、「賞与」17百万円、「退職慰労金」193百万円となっています。

「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3.